

平成28年(ワ)第758号 大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告;三輪唯夫外3名

被告;岐阜県

## 意見陳述書

2017年3月8日

岐阜地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告 三輪唯夫

第1回口頭弁論期日によせて、原告としての意見陳述をいたします。

- 1 私は、山に囲まれたのどかな里山である多良、そして私の終息の地と上鍛冶屋が大好きです。そこに風力発電所建設の話が、突然現実として目の前に現われました。しかも私が愛住する上鍛冶屋地区から2キロ程離れた北の尾根に建設するというお話でした。最初に頭に浮かんだのは、この里山の景色に風車が合うのかどうかという事でした。次に、私は養鶏で生計を立てていますので、鶏に影響が出るのではないかと言う心配でした。風力発電のことは、あまり知りませんでしたので、インターネットで調べますと、超低周波音被害、野鳥への影響が各地で報告されていました。

地元で風力発電の説明会が開かれた時に、シーテック社に質問しました。「超低周波音被害が起きることが報告されていますが、どう思われていますか。」と尋ねると、「医学的に根拠が示されていません。」との回答でした。「人間の体は精神的な部分も含めて解明されていない。解明されていないのにそんなことが言えますか。」と重ねて質問しましたが、回答はありませんでした。自治会員から、「予定している進入路は急勾配で、道を拡幅すると必ず土砂崩れが起きて山が荒れて災害が起きるのでやめた方が良い。あんたたちは責任が持てるのか。」

との質問がありました。しかし、「法に従ってやるので問題はない。」と答えるだけで、納得できる回答ではありませんでした。

そんな中、風力発電の事を詳しく解説してみえる武田先生の本に出会いました。風力発電のメリットとデメリットが判り易く書いてありました。騒音・低周波被害、巨大な建物による景観破壊、開発に伴う自然破壊と災害、動植物への影響等が書いてあり、不安がさらに増しました。

2回目のシーテック社の説明会で、「この場所には、一之瀬断層が走っています。土はもろくて崩れやすい。災害が起きた時に誰が責任を持ちますか。」と質問しましたが、「法にのっとって工事をしますので問題はありません。」「その時は行政と相談します」と正面から回答をしてくれませんでした。前回と同じ質問もしましたが、同様の回答でした。そこで「シーテックの説明と武田先生の説明が余りにも食い違うので、私達の前で風力発電について討論会をして頂きたい。」

「武田先生には了解を取っていますので、やって頂けませんか。」と提案しましたが、「それはできません。」と頑として断られました。誠実さに欠けるシーテック社の対応に、地域に与える不利益を無視して事業を進めると思いました。そんな風力発電施設を作らせるべきではないと判断しました。

上鍛冶屋自治会員が企業の説明会・現地説明会、そして武田先生のお話と1年間検討した結果、総会で風力発電施設建設反対となりました。同時に自治会長の改選があり、私が自治会長に選ばれました。私は早速、自治会として「風力発電施設建設の中止」を大垣市、岐阜県そしてシーテック社と親会社の中部電力にお願いしました。

2 2014年7月24日の朝日新聞朝刊に、警察が企業に個人情報を提供し、風力発電建設を進めるために意見交換会をした内容の記事が載りました。事前に、朝日新聞の記者から、大垣署がシーテック社に個人情報を漏洩した話を聞かされ、内容を新聞に載せたいのでと実名掲載の打診がありました。名前が新聞に載ることでのどのような影響が出るか見通せない不安から、躊躇しましたが、承諾しまし

た。以前から、私は、私も警察を雇用している一人だと思っていました。警察が民間事業者に私の個人情報を私の許可なく教えて風力発電事業を後押しする姿勢は、背信行為というべきものであり、許せなかったからです。

その後、証拠保全で入手した議事録を読んで、警察が、私の個人情報を収集していた事、収集した個人情報を、わざわざ呼び出した一民間企業に教えた事、教えた個人情報で企業に反対運動の芽を摘ませ、上鍛冶屋自治会を地区から孤立させることに加担した事、そして私の生活を守ろうとした行動を反社会的な過激な行動と企業に間違った情報を伝えて洗脳していたことが明らかになりました。

3 ここで、自治会長をしていた立場から一言申しあげたいと思います。

警察は、上鍛冶屋自治会員が1年間検討した結果を尊重するのではなく、「上鍛冶屋自治会を孤立化させる。」と発言するシーテック社を黙認し、個人情報を流して後押ししています。公平中立の警察なら「地区を孤立化させると地区でいがみ合いが起きて、後々までしこりが残る。平穏な上石津町を維持したいので、自治会の意思を尊重してください。」と諭すべきです。

25年以上も前に、ゴルフ場開発の計画が持ち上がり、住民の間で意見が割れたことがありました。その時の感情的なしこりは今も残っていて、自治会活動の妨げになっています。警察は自治会活動をどのようにとらえているのか聞きたい。そして今回の警察行為は、許される行為ではありません。許すべきではありません。

4 法では、警察に私の個人情報を無断で収集して管理し、管理していた個人情報を第三者に教える権限を与えておりません。私も許可していません。私の風力発電反対の声は、私の生活を守るための悲鳴です。それがなぜ、監視対象者にされて、企業に私の情報が流されるのか。私の頭は混乱しています。警察は、この一連の行為を「通常行っている警察業務の一環である。」と回答していますが、これを認めれば、すべての国民の声・行為が圧殺されてしまいます。

企業・行政・政治・社会に対し自分の意思で声をあげますと、時の権力者は、

自分のやり方に反すると捉え、あたかも反社会的と考えます。しかし、歴史はその時反社会的と思われた声、行為が正しかったという事実を沢山教えております。言論の自由を基本にもっと話し合っていれば、日本は第2次世界大戦の道を進まずに済んだかもしれません。

私は、言論の自由から話し合いが生まれて、人間の英知が集り、人類を正しい道に導くと確信しております。警察の情報収集のための監視は、言論の自由を委縮させる効果を生み、話し合いをできなくさせます。そして権力者が情報をコントロールする、国民には「自由にものを言わせない」、そんな社会になりかねません。戦後70年にわたって培ってきた民主主義が後退し、民主主義国家が危うくなります。

今回の裁判は、人間の英知を集め、人類を正しい道に導くための基本である、声を上げることの大切さ、すなわち「もの言う自由」を取り戻すための裁判であると宣言し、私の意見陳述とします。

以上